

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。
令和6年12月20日

自動車安全運転センター
契約担当役 理事長 種谷 良二

記

1 公募に付する事項

本業務は、「令和7年度自動車安全運転センター安全運転中央研修所『運転技能検査員・高齢者講習指導員課程』九州試行開催における会場借上げ等委託業務」であり、下記参加資格要件を満たし、本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、契約予定者以外に応募要件を満たすと認められる申込者が1者以上あった場合はプロポーザル方式による企画競争入札を行うものとし、公募に参加する者が契約予定者以外にいない場合には、契約予定者と随意契約による契約手続きを行うことを予定している。

2 参加資格

- (1) 次の各号に掲げる事項に該当する者は、公募に参加することはできない。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経っていない者。ただし、自動車安全運転センターが認めた場合は、この限りではない。
 - (ア) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (キ) 前各号に該当する者を代理人として使用する者
- (2) 国又は地方公共団体の一般競争参加資格「役務の提供等」において、AからDまでの間の等級に格付けされている者であること。
- (3) 国、都道府県、その他独立行政法人等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき民事手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国等の発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 仕様書記載の要件をすべて満たしている者であること。

3 公募手続の問い合わせ先及び参加意思確認書の提出期限等

- (1) 問い合わせ先
東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル2階
自動車安全運転センター 総務部総務課 研修企画室
電話番号 03-3264-8613（代表）
- (2) 参加意思確認書等の提出期限、提出場所及び提出方法
提出期限：令和7年1月24日（金） 午後5時00分まで
提出場所：上記3(1)に同じ
提出方法：持参又は郵送・宅配

4 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募の参加資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語
日本語に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (3) 資格等に関する書類は返還しない。